

組合員の皆様

2018年2月12日

改正 2006年海事労働条約 (Maritime Labour Convention 2006 : MLC)

— 保険でカバーされない MLC に基づく責任

2006年海事労働条約（以下、「MLC」といいます）の改正に基づく金銭的保証の義務の実施に関して [2016年6月29日](#) および [2016年10月12日](#) 付の回覧にてご案内いたしましたとおり、国際グループの全クラブの理事会が必要な証書を発行することに同意いたしました。

上記回覧でお知らせしたとおり、証書に基づき発生する一部の責任、すなわち改正 MLC 第 4.2 規則、第 A4.2.1 基準および第 B4.2.1 指針に基づく船員の死亡または長期の後遺障害に対する補償は標準的な P&I カバーによりてん補される可能性があります。改正 MLC 第 2.5 規則、第 A2.5.2 基準および第 B2.5 指針に基づく船員の未払い賃金および送還費用ならびに付帯費用は、P&I カバーの範囲外となる可能性があります。当クラブが、自らが発行した証書に基づきそのような責任を第一に履行するよう要求された場合、組合員は当クラブに弁済する義務を負います。

この方針については、当クラブが MLC 証書を発行する根拠となる MLC 特別条項 (MLC Extension Clause) の規定に定められています。組合員が証書を取得するために署名する必要がある MLC 申請書により、全ての組合員及び共同契約者は、MLC 特別条項の規定に明示的に拘束されます。また新たに、申請書の署名当事者がこれら全ての関係者をそのように拘束する権限を有していることのワランティが含まれています。

.. / ...

The Standard Club Europe Ltd

www.standard-club.com

Registered in England No. 17864. Authorised by the Prudential Regulation Authority and regulated by the Financial Conduct Authority and the Prudential Regulation Authority FRN 202805

Managers' London Agents: Charles Taylor & Co. Limited. Registered in England No. 02561548
Authorised and regulated by the Financial Conduct Authority FRN 785106

Registered Address: Standard House, 12-13 Essex Street, London WC2R 3AA, UK
Telephone: +44 20 3320 8888 Email: pandi.london@ctplc.com

そのため、本回覧は、組合員の皆様に、共同契約者を代理して MLC 申請書に署名し、共同契約者を MLC 特別条項に基づく義務について拘束することについて、加入証書に記載されている全ての共同契約者から承認を得る必要があることをお知らせするとともに、全ての組合員と共同契約者の皆様が、標準的な P&I カバーの範囲外の MLC に基づく責任について、当クラブに弁済する連帯責任を負うことを注意喚起することを目的としています。そのため、組合員が義務を履行しなかった場合、当クラブは、加入証書上の他の組合員およびその他全ての共同契約者に債務の弁済を求めることとなります。

国際グループの全加盟クラブが同様の回覧を配布しています。

以上



Jeremy Grose
Chief Executive
Charles Taylor & Co Limited

Direct Line: +44 20 3320 8835
E-mail: jeremy.grose@ctplc.com

(本回覧は、英文クラブ回覧を組合員各位の便宜のために日本語に仮訳したものです。)